税金よもやま話 第121回

東京地方税理士会　藤沢支部
税理士　長谷川卓也

インボイス制度に向けて

インボイス制度は消費税に関する新しい制度で、令和５年10月１日から始まります。開始に向けて、インボイス発行事業者の登録が昨年10月より早くも始まっています。消費税は消費者が負担する税金です。消費者が支払った消費税は、取引により複数の事業者に転嫁され事業者が納めるしくみになっています。取引における転嫁の際に、売り手側（消費税を預かる側）と買い手側（消費税を支払う側）における正確な消費税額を伝える手段がインボイスになります。インボイスには課税事業者にだけ発行される登録番号、消費税額、税率などが記載されます。インボイス制度への対応は各事業者のおかれている状況によって変わってきます。今回は、課税事業者と免税事業者を分けてインボイス制度に向けて今から検討すべき項目を解説していきたいと思います。

①　消費税課税事業者

（ア）インボイス発行事業者の登録（令和５年３月31日まで）

令和５年10月１日以降これまで通り消費税を請求するためには「適格請求書発行事業者の登録申請書」を納税地の所轄税務署長に提出しインボイス発行事業者の登録が必要になります。

（イ）自社発行の請求書、領収書、納品書等のインボイス制度への対応（インボイス制度開始までに）

インボイス発行事業者の登録後、自社発行の請求書、領収書、納品書等に登録番号、消費税率、消費税額等を明記してインボイスとして認められる形式に変更しましょう。

（ウ）消費税課税事業者のうち原則課税適用の事業者については、取引先から受け取るインボイスの確認（インボイス制度開始まで）

令和５年10月１日から取引相手先から受けるインボイスがないと原則として仕入税額控除（※1）を受けることができなくなります。相手先から受ける請求書等をみて仕入税額控除の可否を正確に判断できるようにする必要があります。

②　消費税免税事業者

（ア）課税事業者（インボイス発行事業者）になるかどうかの検討

インボイスは課税事業者でないと発行できません。課税事業者になるかどうかの判断は、得意先やお客様からインボイスの発行がもとめられるかどうかが重要なポイントになります。得意先やお客様が事業者の場合は、先方で仕入税額控除を受けるため、インボイスを求められる傾向にあると思われます。一方で得意先やお客様が一般消費者の場合は、先方で仕入税額控除（※1）を受けることがないのでインボイスを求められない傾向にあると思われます。それらを踏まえて、課税事業者となった場合には納税がどの程度になるのか。申告に要する事務負担や費用負担はどの程度なのか。総合して検討をする必要があります。

（イ）インボイス発行事業者の登録（令和５年３月 31 日まで）

上記の検討の結果、課税事業者（インボイス発行事業者）になる場合は、「適格請求書発行事業者の登録申請書」を納税地の所轄税務署長に提出しインボイス発行事業者になる必要があります。通常課税事業者の選択は事業年度単位ですが、令和５年 10 月１日から課税事業者になる場合には期間限定の特例により令和５年 10 月１日から課税事業者（インボイス発行事業者）になることができます。また令和５年 10 月１日から課税事業者となる場合は課税事業者選択届出書の提出は不要になります。

（ウ）簡易課税選択届出書の提出（上記（イ）の特例を受ける場合には令和５年 10 月１日を含む事業年度末まで）

課税事業者になる場合には消費税の計算方法として簡易課税を選択することができます。簡易課税とは消費税の計算を簡易的にできる制度です。簡易課税の方が有利となるケースも多く、納付額の計算もやり易い方法になります。簡易課税を選択する場合には税務署に簡易課税選択届出書の提出が必要になります。

（エ）自社発行の請求書・領収書・納品書等のインボイス制度への対応（インボイス制度開始までに）

課税事業者となりインボイス発行事業者の登録後、自社発行の請求書、領収書、納品書等に登録番号、消費税率、消費税額等を明記してインボイスとして認められる形式に変更する必要があります。

（オ）課税事業者となった場合、原則課税適用の事業者については、取引先から受け取るインボイスの確認（インボイス制度開始まで）

令和５年 10 月１日から取引相手先から受けるインボイスがないと原則として仕入税額控除（※1）をすることができなくなります。相手先から受ける請求書等をみて仕入税額控除の可否を正確に判断できるようにしましょう。

※１　消費税の計算は預かった消費税から支払った消費税を差し引いて納付額を計算します。その計算で消費税を引くことを仕入税額控除といいます。

インボイス制度スタート時には上記のほかにもさまざまな特例や経過措置が設けられておりますが、大枠では上記のような対応が求められます。免税事業者はとくに判断が難しくなる場合があると思われます。選択によっては今後の事業にも影響が及ぶこともありますので、早め早めの準備を行い慎重に判断することが重要になります。

にせ税理士にご注意ください。

税理士資格の無い者が税務相談、税務署類の作成、税務代理をすることは、法律で禁じられているばかりでなく、専門的知識が欠けている等のため依頼者（納税者）が不測の損額を被るおそれがあります。
「にせ税理士」及び「にせ税理士法人」にご注意ください。
税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッチを着用しています。

東京地方税理士会　藤沢支部　電話０４６６－２６－３８８７
藤沢市藤沢５７６番地　林ビル３－Ａ